

令和 7 年 第 2 回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和 7 年 2 月 18 日 (火)

令和 7 年 第 2 回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和 7 年 2 月 18 日（火） 午後 3 時 30 分～
- 2 場所 小林市役所 3 階 第 3 会議室
- 3 出席委員 大山和彦 大部 蘭智子 廣崎真美 園田貞哉 永井良雄
- 4 参与職員 松元公孝 今西敦子 田村智宣 久保田恭史 山内寿朗 古沢博文
(調製職員) 池北諭子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15 : 30

大山教育長 それでは、ただいまより令和 7 年 2 月 10 日付け小林市教育委員会告示第 3 号で招集されました令和 7 年第 2 回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事に入ります。

報告第 6 号 令和 6 年度小林市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱の追加について、説明をお願いします。

久保田社会教育課長 報告第 6 号 令和 6 年度小林市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について説明いたします。追加分でございます。

資料 1 ページをお願いいたします。2 教室から追加があがっております。まず西小林教室が 1 名、12 月 1 日からサポーターとして活動していただいております。

また栗須教室におきまして、2 名が 1 月 14 日からサポーターとして活動していただいております。以上報告を終わります。

大山教育長 何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。(はい)

それでは続きまして、報告第 7 号 令和 6 年度小林市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

山内スポーツ振興課長 報告第 7 号 令和 6 年度小林市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明を申し上げます。

今回の議案でご提案申し上げるところですけれども、小林市立小中学校の学

校給食費の改定について、給食費改定をするためには、小林市学校給食センター設置条例第4条に、学校給食センターの運営を適切かつ円滑に行うため、小林市学校給食センター運営委員会を置く、第2項に運営委員会は学校給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、これに必要な調査研究を行うと規定されております。

そのため早急に給食費の改定を協議するため、別表のとおり委員を選定する必要がありますので、選定をさせていただくところでございます。

委員につきましては、教育長、保健衛生関係機関の代表、対象校の学校長、対象校のPTA役員、その他教育委員会が適当と認めるものとなっております。以上、報告をさせていただきます。

大山教育長 中身については後程、議案第17号でお諮りします。この件について、審議をしていただいた会ということであります。

大部菌教育長職務代理者 この運営委員会の委員の構成ですが、学校給食センターが3ヶ所あって、小林学校給食センターに配膳する小林中学校のPTA会長が入っていないのは、何か規則で決まりがあって、委員の方が選ばれているのでしょうか。

山内スポーツ振興課長 各給食センターに学校給食会というものがあります。その運営委員の中に副会長という充職がありまして、その方々に来ていただいて、議論していただくということになります。

大部菌教育長職務代理者 各センターから来ていますが、中学校のPTA会長さんがいらっしゃるんですよ。東方小中学校の会長さんと副会長さんは入っていて、小林中学校は入っていないと思ったのですが。

山内スポーツ振興課長 小林学校給食センターは東方中学校も管理されていますので、東方中学校が入っているということになります。毎年メンバーは変わるので、今年度はこのメンバーになります。

大山教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは議案に入りたいと思います。

議案第2号 令和7年第2回市議会定例会（3月議会）の議決を経るべき議案の原案の決定について、説明をお願いします。

今西学校教育課長 議案第2号 令和7年第2回市議会定例会（3月議会）の議決を経る

べき議案の原案の決定について、教育委員会の承認を求めるものでございます。各課ございますので課ごとにご説明を申し上げます。

まず初めに学校教育課からご説明を申し上げます。

6 ページをお願いいたします。令和 6 年度 3 月補正予算でございます。

学校教育課からは、15 事業を要求しており、13 事業が減額、1 事業が増額、1 事業が財源振り替えとなります。

要求額につきましては、所属の合計にありますとおり、4,251 万 1 千円の減額となります。

減額となっております 13 事業の減額の理由は、主に人件費や委託料などの事業費が見込みより少なかったことによるものです。

増額となっている 1 事業が、上から 10 行目、事務局管理費（臨時）になりますが、こちらは東方小学校の分収造林売払金について、P T Aに交付するものです。財源は売払収入となります。

次に下から 4 行目、中学校施設維持補修事業費（臨時）です。

予算要求額が 0 円となっておりますが、こちらは起債を財源とすることとなりましたので、財源の内訳を一般財源から起債へ組み替えを行うものです。

令和 6 年度の 3 月補正予算についての説明は以上です。

次に令和 7 年度当初予算の説明をいたします。7 ページをお開きください。

学校教育課は総額 8 億 5,067 万 9 千円の要求となっております。

今年度と比較しますと約 5 千万円の増額となっております。

まず、令和 7 年度の重点事業について説明をさせていただいて、その後、それ以外の事業について、増減の大きいもの、今年度と変更になった事業のみを説明をさせていただきたいと思います。

令和 7 年度の重点事業について、本日お配りしました、豊かな学び支援室設置事業と書いてある用紙をお手元にご準備ください。

令和 7 年度、学校教育課では不登校児童生徒の学びの環境を充実させ、地域と学校の連携・協働した活動、教職員の学びを推進するための体制を構築することを目的に、T E N A M Uビル内に豊かな学び支援室を設置したいと考えております。

また、新たに校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒に対し、個に応じた学習相談支援を行い、関係者と連携を図りながら教室への復帰をサポートすることで、小林市の未来を担う児童生徒の健全な育成を図ることを重点事業として取り組みたいと考えております。

豊かな学び支援室について少し詳しく説明しますが、これがこの後の議案の大部分を占める条例等の議案にも繋がって参ります。そちらは、省略しながら説明をさせていただきますので、こちらを少し説明させてください。

豊かな学び支援室について、大きく3つの役割がございます。

まず1つ目が不登校児童生徒保護者の支援の拠点としての役割です。

現在の適応指導教室を小林市教育支援センターとし、豊かな学び支援室内に移設をしたいと考えております。

運営についてはこれまでと変わりありませんが、設置の目的について、これまでの適応指導教室は、学校へ復帰することを目的としておりましたが、教育支援センターは、不登校児童生徒の主体的な自立や学校復帰に向けた支援を行うことを目的に、設置をすることとしております。

また、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒等に対して、在籍校内で学習及び相談支援を行うための拠点となる校内教育支援センターを設置したいと考えており、令和7年度は小林中学校に設置をしたいと考えております。

2つ目が、教育課題解決のための職員の学びの拠点としての役割です。

子どもたちが未来を切り開く力と郷土愛を育むために、小中一貫教育を基盤として、ICT教育やこすもす科など、よりよい授業改善に向けて教職員が集い、互いに学び合う場として、豊かな学び支援室を活用したいと考えております。令和7年度は、端末更新を控えておりますので、新OS、新ソフトの研究、タブレット活用のワンポイント講座等を重点的に研究していただきたいと考えております。

3つ目が、地域と学校の連携、協働の拠点としての役割です。

これまで社会教育課を活動の拠点としていたこばやしスクールサポートボランティアセンター（KSSVC）を豊かな学び支援室に移設したいと考えております。

KSSVCアドバイザーには、地域と学校をつなぐ総合的な企画調整、学校や学校関係者、地域団体との連絡調整、地域の協力者の確保、登録配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの活用や、キャリア教育コーディネーターとの連携を強化し、協働の学校づくりをさらに推進していただきたいと考えております。

またアドバイザーには、この新設する豊かな学び支援室の室長を兼ねていただき、教育支援センター、教育研究センター、キャリア教育支援センターとの連絡調整を担っていただくこととしております。

この重点事業を実施する予算として、資料7ページの当初予算総括表の上から9行目、協働の学校づくり支援事業費について、協働の学校づくりの推進のため前年度より増額をしております。

上から12行目、子どもの悩みレスキュー事業費について、小林中学校に設置する校内教育支援センターに支援員を配置することと、教育支援センターを移設するための必要経費を要求しております。

下から5行目、教育研究事業費について、令和7年度末に更新となる新たなタブレット端末の研究等を行っていただく予算を要求しております。

以上が重点事業の説明となります。

次に、増減が大きいもの、今年度と変更になった事業等をご説明申し上げます。

7ページ、上から10行目、小林っ子スキルアップ事業費について、事務局管理費と統合したため、0円となっておりますが、事業は事務局管理費の方で継続をして参ります。

次に下から9行目、学校教育活動支援事業費については、現在市内小中学校のうち5校が市営プールを利用して水泳授業を実施しておりますが、令和7年度は4校増やして9校が利用する予定としております。使用料やバス借上料等の計上をしております。

その下、学校と地域の未来創生事業費について、先日の総合教育会議でも議題としましたが、今年度、教育みらい検討委員会より、今後の学校のあり方について提言をいただきましたので、提言内容を踏まえて、令和7年度では、各地区での意見交換会を実施する予定としておりますので、その経

費を計上しております。

下から3行目、小学校施設維持補修事業費（臨時）について、7年度はトイレの改修が3ヶ所と西小林小学校の校舎耐力度調査委託、細野小学校外壁等の吹付改修等、様々な工事を予定しております。また、特別教室の空調設備改修について、年次的に実施していく予定としており、小学校は7校を計画しております。

次に8ページをお願いいたします。

8ページの上から3行目、小学校ICT教育推進事業費と下から3行目、中学校ICT教育推進事業費について、令和7年度は現在使用しておりますタブレット端末の更新時期となります。現在、県が県内分をまとめて共同調達の手続きを行っております。更新後の端末の費用負担は令和7年度末からになりますので、令和7年度は一時的に減額となりますが、8年度からまた負担が大きくなります。

上から4行目、小学校教育振興費（臨時）については、今年度は4年に1度の教科書改訂初年度でしたので、令和7年度は減額となります。

上から8行目、中学校施設維持補修事業費（臨時）について、こちらもトイレの改修、細野中学校バリアフリー改修等を予定しております。特別教室の空調整備改修については、5校を計画しております。

下から2行目、中学校教育振興費（臨時）については、中学校については令和7年度が教科書改訂初年度になりますので、増額となっております。学校教育課は以上です。

久保田社会教育課長 続きまして、社会教育課のご説明を申し上げます。

資料は9ページをお願いいたします。

まず、3月補正予算につきましては、5事業すべて減額補正となっております。

内訳としましては、電気料の減額が主なものでありまして、1番下の文化会館自主事業費につきましては、委託料を120万減額しております。

こちらは例年で行っております「こばやしわのしずくフェスティバル」が、実行委員会の調整がつかずに今回実施ができませんでしたので、残念ながら減額という形をとらせていただいて、総合計で336万7千円の減額で要

求しております。

続きまして、資料 10 ページ、令和 7 年度当初予算でございます。

主なものを申し上げたいと思います。

まず上から 2 行目、社会教育管理費、こちらが前年比 348 万 1 千円の減額となっておりますが、事務の見直しを行いまして来年度は会計年度任用職員を 1 名減にして事業に取り組むたいと考えております。

続きまして、上から 6 行目、TENAMUビル公共スペース運営事業費でございます。

先ほど今西学校教育課長からも説明がありましたように、TENAMUビル公共スペースに豊かな学び支援室を設置するに当たりまして、これまで包括的に管理運営を委託しておりましたけども、次年度におきましては施設管理をメインとした委託としまして事業費の縮減に努めたところであります。

その反面、新たな室を設けるということでハード面の工事が必要となって参りますので、工事請負費を計上させていただいております。トータルで 501 万 5 千円の減額となっております。

続きまして上から 11 行目、生涯学習推進事業費が 101 万 1 千円の減額となっておりますが、こちらにつきましても現在、社会教育指導員を 7 名配置して生涯学習や各種事業を行っておりますが、次年度におきましては 1 名減員をしまして、事業の見直し、スリム化を図って事業に取り組んで参りたいと考えております。

続きまして、下から 5 行目、文化会館管理事業費（臨時）でございます。

予算要求額が 600 万円となっております。

主な内訳としましては、文化会館の外壁調査委託料として 550 万円を計上しております。7 年度外壁調査をしまして、その後の劣化の状況によって修繕を行っていくというように計画的に進めて参りたいと考えております。予算総額で 1 億 8,054 万 1 千円、前年比で約 2,900 万円の減額をしたところでございます。社会教育課は以上です。

山内スポーツ振興課長 続きましてスポーツ振興課です。資料は 11 ページをお開きください。

9事業3月補正を要求しておりまして、8事業が減額、1事業が増額となっております。主には人件費の減、入札残、予算の組み替えとなっております。

上から3行目、都市公園スポーツ施設管理事業費が増額となっておりますが、こちらにつきましては指定管理をしている市営プールの電気代の一部を補填することになっております。補正については以上です。

続きまして12ページ、令和7年度当初予算ですけれども、総額4,954万7千円の増となっておりますが、大きく変わったところにつきましては上から3行目、市民スポーツ祭事業費で、スポーツ協会にスポーツ振興課でしている事業の移管を計画しているところでございます。

8行目、健幸のまちづくり拠点施設開設準備事業費で、これにつきましては、来年度完成する体育館のその他の備品購入費が多くなっているところでございます。

9行目、学校給食センター管理事業費ですが、こちらにつきましても増額となっておりますが、給食配送の契約が来年度で終了します。現在3つのセンターで契約していますが、来年度はその分を一括して、スポーツ振興課で執行していきたいということで、増額となっているところでございます。

13行目、小林学校給食センター管理事業費（臨時）は増額となっておりますが、こちらにつきましては炊飯システムの更新を計画しているところでございます。

16行目、小林東方学校給食センター管理事業費につきましては、来年度8月から調理業務が委託となることから、調理業務委託を計上しているところでございます。

一番下の学校給食物価高騰対策事業費につきましては、後程議案であげておりますが、物価高騰の値上げ分を計上しているところでございます。

スポーツ振興課については以上です。

古沢国スポ・障スポ推進室長 国スポ・障スポ推進室です。13ページをご覧ください。

3月補正の要求はありません。令和7年度当初予算案ということで計上しておりますが、2つの事業で合計6億3,444万7千円を計上しております。

1つ目の国スポ・障スポ準備事業費については、小林市の実行委員会の運営経費になります。具体的には、各競技会場の設計委託費、啓発のためのグッズの作成費、先催県で行われます各競技の先進地視察費が主なものとなっております。

2つ目の国スポ・障スポ施設整備事業費につきましては、須木地区のカヌー競技とローイング競技が行われる小野湖特設競技場の整備費になります。整備の主なものとしましては、船を納める倉庫の設計費、1月の臨時議会で可決されましたリギング場整備の工事費、審判席、取り付け道路の整備工事などで、6億3,444万7千円の要求となっております。

国スポ・障スポ推進室は以上となります。

大部 菌教育長職務代理者 スポーツ振興課で先ほど課長の説明にありました給食センターの外部委託のところをもう少し詳しく教えていただきたいです。

山内 スポーツ振興課長 去年の暮れにプロポーザルを行いまして、業者を選定したところであります。その業者に来年の8月から東方給食センターの調理業務を委託するということになっているところでございます。

大部 菌教育長職務代理者 割合的にどのぐらいの量を外部委託されるのでしょうか。

山内 スポーツ振興課長 調理業務すべてです。配送は別途委託していますので、調理業務すべてを委託ということです。

大部 菌教育長職務代理者 ということは、他の給食センターも今後、外部委託になっていくわけですか。

松元 教育部長 給食調理のみ委託ですので、献立を作ったり、栄養面などは、委託の範囲に入っていません。今回、東方学校給食センターの正職員については、野尻学校給食センターに移ります。その後は、今の計画では、以前、教育委員会でご承認もらった中では、野尻学校給食センターが非常に少なくなったときには、東方学校給食センターで作っていき、その先は、当然、今の児童生徒数の減少でいくと、一か所で賄える食数になる可能性はあります。そうなったときには、一番新しい東方学校給食センターが当然残ることになるかと思います。

大部 菌教育長職務代理者 学校教育課の特別支援教育事業費が、3月補正で2,300万円ほどの減額になっていますが、主に人件費でしょうか。

今西学校教育課長　そうです。この事業は特別支援教育支援員が27名と、非常勤講師の特別支援の先生方もいらっしゃるので、その方々のお休みの分等を合わせて、少し減額の幅が大きくなりました。

永井教育委員　令和7年度当初予算で学校の修繕工事関係ですが、トイレとかいろいろ挙げられましたけれども、一番大きな工事はどこになりますか。

大山教育長　大まかにどこを工事するか説明してください。

今西学校教育課長　小学校施設につきましては、トイレが3ヶ所、栗須小学校の外トイレ、紙屋小学校体育館トイレ、三松小学校の職員トイレを予定しております。西小林小学校については、天井の改修と校舎の耐力度調査委託を考えております。

細野小学校の外壁劣化部分の撤去と吹き付け改修を計画しております。

あと1点は、県が行う西小林小学校前の県道改修の附帯工事として、フェンスの移設工事を予定しております。

先ほど申し上げました特別教室の空調設備改修については、7校とお伝えしましたが、小林小学校、南小学校、細野小学校、西小林小学校、東方小学校、三松小学校、紙屋小学校を計画しております。こちらについては、年次的にすべての学校の1ヶ所または2ヶ所という形で計画をしております。続きまして中学校ですが、トイレの改修を2ヶ所、野尻中学校の体育館、須木中学校の外トイレを計画しております。細野中学校のバリアフリー改修工事、小林中学校に校内教育支援センターを設置しますのでそちらの空調設備の改修工事を予定しております。

特別教室の空調設備改修について、中学校は5校とお伝えしましたが、西小林中学校、永久津中学校、三松中学校、須木中学校、野尻中学校を計画しております。こちらについても年次的に、すべての学校の1ヶ所以上は行うように計画をしているところです。以上です。

大山教育長　来年度から、空調設備を進めていく計画としております。

細野中学校のバリアフリーは、バリアフリー対応しないといけない生徒さんが入学予定ということが分かりましたので、来年度、工事に入ることによって準備しております。

他にございませんでしょうか。(はい) それではお諮りします。

議案第2号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございました。承認されました。

続きまして、先ほど説明がありましたが、この豊かな学び支援室関係の要綱や条例等の改正が続きますので、一括して説明を求めたいと思います。

議案第3号から議案第12号まで一括して説明をお願いします。

今西学校教育課長 議案第3号 小林市豊かな学び支援室設置要綱の制定についてから、
議案第12号 小林市スクールソーシャルワーカー設置規則の一部改正についてまで、議案10件を一括でご説明を申し上げます。

条例の廃止が1件、規則の廃止が1件、規則の一部改正が2件、要綱の制定が3件、要綱の一部改正が3件になります。

施行日についてはすべて令和7年4月1日になります。

先ほど、議案第2号で説明しました、令和7年度重点事業に関連する条例になります。議案第5号につきましては社会教育課の所管となりますが、学校教育課も関連がございますので、私が一括して説明を申し上げます。

まず14ページ、議案第3号 小林市豊かな学び支援室要綱の制定についてです。15ページをお開きください。こちらが新しく設置する豊かな学び支援室について定めた要綱になります。

豊かな学び支援室を設置すること、設置場所、役割、各機関連携を図ること、室長について定めております。

次に16ページ、議案第4号 小林市「協働の学校づくり」推進協議会設置要綱の一部改正についてです。

18ページ新旧対照表をお開きください。所管事務について、キャリア教育推進に関することを追加しております。また組織について、委員構成の見直しを行いました。この改正に至っては、部内で検討をしまして、事務の効率化と協働の学校づくりのさらなる推進のために見直しを行ったところ
です。

次に19ページ、議案第5号 小林市地域学校協働活動実施要綱の一部改正についてです。21ページ新旧対照表をお開きください。

K S S V Cの業務内容について、先ほどの豊かな学び支援室の図にありますように、各種機関との連携・協働をすることを新たに定めております。

K S S V C の構成についても見直しを行っております。

次に 22 ページ、議案第 6 号 小林市キャリア教育支援センター設置要綱の一部改正についてです。24 ページの新旧対照表をお開きください。

業務内容について、現在の業務内容に合わせて改正をするとともに、こちらにも、こばやしスクールサポートボランティアセンターと連携・協働することを新たに加えるものです。

今のところまでが、協働の学校づくりを推進するための条例、規則、要綱の改正になっています。

続きまして 25 ページ、議案第 7 号 小林市教育研究センター設置条例施行規則の一部改正についてです。

27 ページの新旧対照表をお開きください。構成する職員について現状に合わせて改正をするとともに、教育研究センターについて、先ほどの豊かな学び支援室の K S S V C アドバイザーにも研究員として務めていただくことを想定しておりますので、新たに加える改正をするものです。

こちらが小林市教育研究センターに係る規則の一部改正、1 件だけになります。

続きまして 28 ページ、議案第 8 号、小林市教育支援センター設置要綱の制定についてです。29 ページから 35 ページに載せておりますが、こちらは先ほどご説明をしました、適応指導教室に代わって設置をします教育支援センターについて設置をすること、名称及び場所、担う業務、運営方法、様式などについて定めております。

名称以外の部分について適応指導教室と大きく変わるところはございません。場所については、T E N A M U ビルの改修が済み次第となりますので、7 月頃に移動をする予定で、その時にまた再度要綱の改正を行いたいと思っております。

次に 36 ページ、議案第 9 号 小林市適応指導教室設置条例の廃止についてです。37 ページをお開きください。先ほど議案第 8 号でご説明しました適応指導教室を廃止し、小林市教育支援センターを設置することから、設置条例について廃止をします。

次に 38 ページ、議案第 10 号 小林市適応指導教室設置条例施行規則の廃

止についてです。こちらにつきましては、条例を廃止することに伴い、条例の施行規則についても廃止をするものです。

次に 40 ページ、議案第 11 号 小林市校内教育支援センター運営要綱についてです。資料については 41 ページから 45 ページになります。

こちらは先ほどご説明しました、校内教育支援センターについて新たに設置、運営をしていきますので、業務、開所日、開所時間、運営等を定めた要綱になります。令和 7 年度は小林中学校に設置を考えておりますので、開所日、開所時間等については設置する小林中学校と同じになります。

次に 46 ページ、議案第 12 号 小林市スクールソーシャルワーカー設置規則の一部改正についてです。48 ページ、新旧対照表をお開きください。

職務について、(1) 学校及び適応指導教室への巡回とありますところ、適応指導教室が教育支援センターに代わることから、改正をするものです。

以上、議案第 3 号から第 12 号までの説明になります。主に議案第 2 号で説明をさせていただきました重点事業、豊かな学び支援室に関するところの改正になっております。一括して教育委員会の承認を求めるものです。

よろしくお願いします。

大山教育長 豊かな学び支援室でそれぞれの役割で連携を図っていくという改正ですが、校内教育支援センターは全く新しい設置になりますので、簡単に概要の説明をお願いします。

田村教育指導監 これまで不登校の子どもたちが、学校の教室に入れない場合は保健室に行ったり、学校によっては別室で勉強しようという対応をとってきました。この別室の対応の課題としては、その時間に先生たちがつくことができないので、空き時間であったり、管理職の先生だったり、そういう先生が空いている時間には行けるけど、あとは空いた教室で勉強してくださいというような対応しかできなかったのが現状です。

それを国の方が、やはり教室に入ることができない、学校まで来ることができても、教室に入ることができない子どもたちに対して、校内教育支援センターというものを設けて、そこに人材も配置をして、少しでもそういう子どもたちの教育も充実させようということで、今回、小林中学校にまずは設けて、そこで教室に入れない子どもたちに、教育の機会を与えると

いうことで設置したものになります。

園田教育委員 効果があれば、次は他の学校に設置する予定はあるのでしょうか。

田村教育指導監 予算が伴うことになると思いますので、もし、他の学校でも要望があったときに、要求をして認められたらということになると思いますが、まずは予算と人材が課題かと思います。

大山教育長 小林市の場合は2人置いていただこうかと思っています。1人は小林中学校に常駐になりますが、もう1人の方にできるだけ例えば小学校も含めて、そういう別室登校している子どもさんがいる学校を巡回してもらって、状況把握をしようと思っています。これも予算と人材の問題がありますが、そういう構想はあります。

大部藺教育長職務代理者 時間的には先生方や子どもたちが学校にいる時間にいらっしゃるのでしょうか。

今西学校教育課長 校内支援センターの方は、開所時間は学校と同じ時間にしています。

園田教育委員 ふれあい教室とありますが、これも同じように他の地域に広めるような予定はありますか。

田村教育指導監 来年度につきましては、新しく教育支援センターふれあい教室は場所を代えて、設置するのは1ヶ所ですけれども、例えば、学校には行けないけど紙屋地区とか須木の図書館には行けるという子がいた場合には、先ほど校内教育支援センターに配置した方を巡回して見ていただくようなこともやっけていただきながら、ニーズや状況等を把握して、本当に必要であれば設置するということになります。

今回、豊かな学び支援室に設置する所は交通の便もいいので、今まではお昼までずっと待っておかないといけないとか、送り迎えをしないといけない方がバスや電車であつたり、そういったところも少し便利にはなりますので、次年度は状況を見ながら、またニーズを確かめて、検討していくことになるかと思います。

今西学校教育課長 先ほどの校内教育支援センターは、開いている時間は中学校が開いている時間になりますが、支援員については1日4時間の週5日としていますので、支援員がいない時間もあるかもしれません。

廣崎教育委員 校内教育支援センターは、他校の生徒も大丈夫なのでしょうか。

田村教育指導監 今年小林中学校を考えていますけれども、ふれあい教室に行けないが、他の学校の子どもが小林中学校の校内支援に行きたいという声があったときには、また検討していくことになりますが、現段階では小林中学校の子どもということになります。

廣崎教育委員 小林中学校にしたのは、小林中学校が不登校の子どもが多いからということでしょうか。

田村教育指導監 小林中学校にしたのは、もちろん委員おっしゃるように一番現状としては多いです。

それだけではなくて、昨年、小林中学校自体が不登校の子どもたちが多いので、学校でも何とかしたいということで、学校が独自で校内教育支援センターのようなものを作っていました。

ただ、やはり空き時間の先生のやりくりが大変で、校長先生は先進地に行かれて、そういうことを学ばれた実績もありますので、まずはその仕組みを小林中学校でやっていただくのが一番、市にとっては効果的だろうということで、小林中学校にしました。

大山教育長 そういったところの調整をするために室長を置きました。
ですので、学校間の調整であるとか、先ほど言った校内支援センターのもう1人の方が巡回するところも、この室長が調整を図ってやっていってもらうことになるかと思っています。

大部菌教育長職務代理者 27ページの教育研究センターの改正ですが、事務職員を削るわけですね。誰か代わりの方がされるのでしょうか。

今西学校教育課長 教育研究センターの構成について、所長、主事及び研究員及び事務職員と今までなっておりました。この事務職員については、今まで教育指導主事の先生が担っており、業務を分けて事務職員がついていることがなかったもので、実態に合わせて削ったところですよ。

大山教育長 豊かな学び支援室の位置図を説明してください。

今西学校教育課長 豊かな学び支援室をイメージしやすいようにこの資料をつけました。
現在、木育スペースになっているところをリニューアルして、この豊かな学び支援室を設置したいと考えております。
この木育スペースについても、おもちゃ等を新しくしたり、コーナーをし

っかり作って充実させていくということでリニューアルを考えています。

久保田社会教育課長 T E N A M Uビル公共スペースは社会教育課が所管をして、外部委託で運営管理をお願いしています。

今回、豊かな学び支援室を設置するに当たりまして、これまで親子が自由に來て遊べる空間であった木育スペースですが、安全面を担保するため仕切りがあって閉鎖的な空間でありました。

また、ビルの一歩奥の方に、児童向けのキッズ読書コーナーがありますが、そこに木育のウッドプールや木製のキッチン、おままごとセットのようなものが今2台あります。オープンから替えていないので、そこを修繕してさらに2台新設をして、子どもたちが木に触れて遊べるスペースと、親子でゆっくり読書ができるような空間を仕切った形で、オープンに遊んでいたようなスペースにしながら、より利活用しやすいような状況の中で、新たに支援室につきましても今回、壁を作って設置します。

図面で見るとピンク色のところに、緑色の薄い線でT字に入っていると思います。現在、2部屋が1部屋の状態ですので、そこを2部屋に区切り、事務的な部分と学習スペースという形にしていきます。学習コーナーにつきましては、今、学生の方から学習するスペースが足りないという意見がかなり聞こえてきておりますので、一般開放して、高校生や中学生が自主学習できるような空間として活用していければと思っていますので、相対的な活用が向上するような形で今回の計画を進めていきたいと思っています。ハード面の工事が入って参りますので4月1日以降しばらく利用を控えていただく期間があるかと思いますが、なるべく市民の方に負担がないように短期間で進めていこうと考えております。こういった形で今後、この事業を進めていければと考えております。

大部 蘭教育長職務代理者 まだどのようなイメージになるか分かりませんが、室長の他に先生も何名かいらっしゃるのでしょうか。

今西学校教育課長 豊かな学び支援室につきましては、午前中に2名支援員が常駐してください。それから、K S S V Cアドバイザーについては、終日いただき室長の業務もしていただくことになります。ですので、午前中は基本的に3名いらっしゃることになります。午後は、教育支援センターの支

援員2名は帰られるので、K S S V Cアドバイザーが1名になります。お昼からは、キャリア教育支援センターのキャリア教育コーディネーターが同じビルの商工会議所に籍を置いていますので、その方とここで会議をしていただいたり、学校や地域の方と打ち合わせをしていただいたりを想定しております。常時1名は、午前中から午後までいらっしゃることを想定しております。

大山教育長 ふれあい教室は午前中で終わりですので、午後からはこの勉強スペース、資料のピンク色の学習コーナーについては社会教育課の講座で使っていただいても構いませんし、学校の先生方が集まって、ここでいろいろな研究をする場所に使ってもらったり、S S Wの方々もここで待機をしてもらったり、資料作成や相談もできるような形にしていますので、結構にぎやかになるかなと思っています。

他にご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第3号から第12号までは、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第13号 小林市立学校管理規則の一部改正についてから、議案第15号 小林市スクールサポートセンター運営要綱の一部改正についてまで関連がございますので、一括して説明をお願いします。

今西学校教育課長 議案第13号 小林市立学校管理規則の一部改正についてから、議案第15号 小林市スクールサポートセンター運営要綱の一部改正についてまで、議案3件を一括でご説明を申し上げます。

規則の一部改正が1件、規程の一部改正が1件、要綱の一部改正が1件となります。施行日につきましては、本日の教育委員会の承認後、手続きが済み次第となります。

議案第13号 小林市立学校管理規則及び議案第14号 小林市立小中学校事務処理規程についてになります。49ページが議案第13号になりますが、こちらの13号と14号は改正の理由が同じになります。

改正の理由につきましては、学校事務職員の職務について、文部科学省が

示しております事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例に基づき改正を行うものです。

議案第 13 号につきましては、介護休暇、介護部分休暇、育児部分休暇について、管理規則の改正が行われておりませんでしたので、今回併せて改正をさせていただくことと、様式を追加させていただいております。

資料につきましては、13 号が 60 ページからが新旧対照表になりまして、第 14 号については 71 ページが新旧対照表になります。

かなり大部分の改正になりますが、こちらにつきましては文部科学省が示している管理規則の参考例に基づいて改正したということになります。

続きまして 77 ページ、議案第 15 号 小林市スクールサポートセンター運営要綱の一部改正についてです。79 ページの新旧対照表をお開きください。業務内容について、(1) にございます小林市立小中学校事務処理規程となっておりますが、先ほど議案第 14 号で改正をしますので、こちらについても、今 3 条となっているところが 4 条というように改正を併せて行うものです。

以上、議案第 13 号から議案 15 号までの説明になります。一括して教育委員会の承認を求めるものです。お願いいたします。

園田教育委員 67 ページに、事務職員が学校運営により主体的、積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とするとありますが、この事務職員はいろいろな業務をされていると思っていましたが、さらに学校運営まで積極的に参画するような方向になるのでしょうか。

今西学校教育課長 これまでも、この第 13 号の管理規則と第 14 号の事務処理規程で、様々な定められていましたが、業務の内容に曖昧な部分がありまして、小林市では市内を 4 地区に分けて共同学校事務室で仕事を行っていただいておりますが、平準化とって、同じ事務をしていただくことの妨げになっている部分がありましたので、これで改正をすることによって事務の方がどんな仕事をするというのが明確になるということなので、改善に繋がる改正にはなります。

園田教育委員 学校運営にも積極的に参加するということですか。

大山教育長 もうここ 10 年ぐらいでしょうか。学校事務職員だけではなくて、今チーム

学校という考え方になっています。

校長、教頭、教員だけではなくて、事務職員、養護教諭、栄養教諭、さらにはスクールサポートスタッフや特別支援教育支援員、いわゆる学校の中にいる人たちが全員チーム学校として、学校運営へあたりましょうという流れになってきています。

特に、学校事務職員についてはそういう面が強くなって、いわゆる地域との連携などが出てきています。特に、働き方改革が今言われ始めていますが、その部分で学校事務職員が果たす役割が非常に大きいです。

そういった意味ではこの参画というのは、今どこの学校でも、意識してされていらっしゃるし、例えば朝礼にも校長、教頭と一緒に必ず学校事務職員も入って、今週の行事はこうですとか、この問題については皆どうしましょうかという話し合いをしています。ただそうなってくると、本当に仕事が混雑するので、それを整理するということでこういった改正を出しました。補足でした。

他にご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第 13 号から第 15 号までは、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第 16 号 自宅において I C T を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについての説明をお願いします。

田村教育指導監 資料の 80 ページをご覧ください。

自宅において I C T を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、教育委員会の承認を求めるものであります。

81 ページをご覧ください。

1 の趣旨にありますとおり、学校教育は、教師と児童生徒の関わり合いや、児童生徒同士の関わり合いを通じて行われるものですが、近年、児童生徒の心身の状況等により、学習環境が確保されない場合も見られます。

2 の対象児童生徒にありますとおり、(1) 病気療養中の児童生徒、(2) 不登校の児童生徒、(3) 感染症の拡大や災害等で学校に通えない児童生徒、

（４）その他、学校長が必要と認める児童生徒、のようにやむを得ず登校できない児童生徒が、ＩＣＴを活用した学習活動を行った場合、校長が指導要録上の出席取扱いとし、その成果を評価に反映することができることとするものです。

３の出席扱い等の要件をご覧ください。

ＩＣＴを活用した学習活動のうち、指導要録上の出席扱いできるのは、原則として（１）自宅においてＩＣＴを活用して行う学習活動であること。

（２）家庭訪問等により、児童生徒への対面指導が定期的かつ継続的に行われていること。（３）保護者と学校との間で十分な連携・協力関係が保たれていること。（４）児童生徒の学習活動の状況が書面等により確認できること。この４点すべての要件を満たす場合とします。

82 ページをご覧ください。

５の出席扱いとする場合の学習活動の時間については、最低１単位時間を目安としています。説明は以上です。

大部 蘭教育長職務代理者 素晴らしい取り組みだと思います。オンラインの活用で、タブレット学習は多分自宅でもらうということで、提供する側、例えば、教室の先生方は、皆さん対応できているということでしょうか。

田村教育指導監 そこはこれから改善が必要な部分になるかと思いますが、現状としましては、タブレット等を教室の後ろに置いてカメラを動かさずに、一方向で配信して、それを見ていただいて学んでいただくというようなことがまずは一般的かと思います。

廣崎教育委員 ２の対象児童生徒の（３）で、感染症の拡大や災害などで学校に通えない児童生徒とありますが、もしご自宅が災害で家にいない場合は、どのような対応になりますか。

田村教育指導監 （３）になった場合には、いろいろなことが想定されると思いますので、例えば、ご家庭に通信環境がないご家庭もあって、機器は貸出しできますが、通信料はご家庭の負担になりますので、なかなか難しいとなった場合に、もし学校に登校できる子がいれば、他の子が来ませんので、学校に来ていただいてやる場合があったり、他にできるような場所があれば個別の対応になってくるかと思います。

ただこれは、来年度から始めることですので、おそらくいろいろな想定外のことが出てくると思うので、またそこは意見を聞きながら、改正をしていく必要があるとは考えています。

廣崎教育委員 （４）の、その他学校長が必要と認める児童生徒とは、どのようなことが想定されるのでしょうか。

田村教育指導監 このガイドライン自体は国を参考に作っていきまして、おそらく先ほど言われたような想定外のこともあるだろうと思います。

（１）から（３）までに限定してしまった場合に、どうしてもやむを得ず来られない子を出席扱いにできない場合も出てくるので、少しここは含みを持たせているという状況ですが、あくまでも、やむを得ず学校に来られないということで、自分は学校に行きたくないから行きません、家で勉強するからということではないということで、今のところは整理をしています。

大山教育長 これを定めることによって、不登校対応が、すべてのパターンに対応できます。家を全く出られない子どもさん。家は出られるけど学校に行けない子どもさん。家を出て、学校には行けるけど教室に入れない子どもさん。大体この３パターンですけれども、それぞれに、このICTを使って家から出られない子どもさん。学校に行けない子どもさんについては、ふれあい教室、学校に行けるけど教室に入れない場合には、校内教育支援センターという実動的な対応を形として１回作りたいと思っています。

ただ最終的に、どの手順も最終的には学校に行ってもらうのが私は最終目標だと思っています。

やはり、一番良い教育環境は学校ですので、その学校に行くまでの対応、学びの継続ということで、こういった対応をとらしていただくというところですので、柔軟に対応しながら、少しでも学ぶ機会を保障していくというところでです。

他にご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。（はい）

それではお諮りしたいと思います。

議案第16号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。（はい）
ありがとうございました。承認されました。

続きまして、議案第 17 号 小林市立小中学校の学校給食費の改定について説明をお願いします。

山内スポーツ振興課長 83 ページ、議案第 17 号 小林市立小中学校の学校給食費の改定について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

本日お配りしました資料をご覧ください。

学校給食費の改定について、小学校 1 食当たり単価 237 円から 285 円へ、1 ヶ月当たり 4,300 円から 5,100 円へ改定する。

中学校 1 食当たり単価 273 円から 327 円へ、1 ヶ月当たり 4,900 円から 5,900 円へ改定するものでございます。

先ほど報告させていただきました、小林市学校給食センター運営委員会を 2 月 13 日に開催いたしまして、委員 14 名中 11 名の出席をいただき、開催しました。その中で給食費改定の承認をいただきましたので、本日承認を求めるものでございます。

本日お配りしました資料の 2 枚目をご覧ください。

学校給食費の改定について、現在、小学校が 1 食 237 円、1 ヶ月 4,300 円、中学校 1 食 273 円、1 ヶ月 4,900 円。この分を負担軽減補助によりまして、小学校保護者負担 1 ヶ月 2,150 円、中学校保護者負担 1 ヶ月 2,450 円。

物価高騰対策として、令和 6 年度は学校給食費の 8 % を物価高騰分として各学校給食会へ補助を行っているところでございます。

改定の理由につきましては、コロナ禍以降、長期化する原油高・物価高の影響は、学校給食にも及んでおります。本市ではこれまで、国の地方創生臨時交付金等を活用し、学校給食費の値上げは行わずに、物価上昇分を直接各学校給食会へ補助してきました。

しかし 4 月以降、主食である米やパンの値上げが予定されており、学校給食の食材にかかる費用が全体として 20 % 程度上昇することから、児童生徒に必要な栄養バランスや量を保つ学校給食を提供するためには、令和 7 年 4 月からの学校給食費の改定が必要な状況でございます。

また国において、学校給食費の無償化の動きが活発化していますので、そのため無償化の際に自治体への交付の算定基礎となる学校給食については、本来必要な額を適切に設定し、無償化にも備えていく必要がございます。

改定後につきましては、ここに記載してありますとおり、小学校が1食当たり285円、1ヶ月5,100円、中学校が1食当たり327円、1ヶ月5,900円となっております。

経過措置としまして、令和7年度においては、値上げ相当分については、国の重点支援地方交付金（物価高騰対策補助金）や未来まち創生基金（ふるさと納税）を活用し、保護者の負担増は行いません。これも3月議会で議決が必要となります。

なお令和8年度以降については、国による無償化が実現しなかった場合は、国の物価高騰対策等も踏まえ、状況に応じた保護者負担増の検討が必要となってきます。

ここに表として示しておりますが、小学校につきましては、800円を物価高騰対策補助金ということで、保護者負担増はありません。

中学校につきましては物価高騰対策補助金としまして1,000円、保護者負担増はありません。

小中学校ともに、市が約58%、保護者が約42%という割合になります。

最後に、各センターとも栄養士の先生方が物価高により、かなりご苦勞をいただいて、献立を作っていただいております。

そういうことも考えると、少しでも軽減になると考えております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

永井教育委員 前回は質問しましたが、値上げについてはやむを得ないのかなと思います。負担率が小中学校ともに、市負担が約58%、保護者負担が約42%ということですが、保護者負担は、現状維持ということでしょうか。

松元教育部長 補足で説明します。まず今の給食費は、消費税の改定で消費税分だけ上げたことはありますが、10数年あげていません。

物価高騰対策で毎年度補助して、保護者負担は変えていませんので、一体本当の給食費は今いくらなのかということが全くわからない状態です。そのような中、今の通常国会に、給食費無償化法案がでています。

昨日、衆議院予算委員会で石破首相が、8年度から、まず小学校を先行して無償化する制度設計を行っていきたいという踏み込んだ発言をされましたので、そうした時に、各自治体に交付する学校給食費の調査が当然あり

ます。それに対し 10 数年前の額で示すと、無償化になったとき、結局一般財源や保護者負担を充てないと足りなくなるので、本当に必要な額をしっかりと設定するという大きな意味合いで、今回上げることにしました。

ただ、保護者負担は先ほど申し上げたとおり、国の動きが実現しなかったときに、もう一度検討して、しっかりと周知をしていくという形にはしていきたいと思います。

大部 菌教育長職務代理者 今、本当に物価が上がっていきまして、給食費は先ほど部長が言ったように、実際どのぐらいの金額がかかっているのかなと思います。

安い米が入っているわけではないですし、実際の金額は分かりますか。

松元 教育部長 今回、栄養士とも協議して、実際、この金額であれば賄えるということなんです。外国産や、国内でも安いものはありますが、一方で給食ではやはり地産地消を求めているといかないといけないので、ただ遠くから安いものだけを仕入れてというわけにはいかないところを上手く勘案した金額になっています。

大山 教育長 他にご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。(はい)それではお諮りしたいと思います。

議案第 17 号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)ありがとうございます。承認されました。

続きまして、議案第 18 号 小林市学校施設長寿命化計画の変更について説明をお願いします。

今西 学校教育課長 議案第 18 号 小林市学校施設長寿命化計画の変更について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

本日お配りしました資料の 83-2 ページをお開きください。

こちらが変更内容になります。

この小林市学校施設長寿命化計画については、令和 2 年度に策定したものになります。毎年工事をするときに、財源の都合により、こちらの計画に記載しておかないと、その財源が使えないということがございますので、今回は先ほど新年度予算のときに、少しご説明をさせていただきました。下から 2 つ目の三松小学校職員トイレ改修工事と、一番下の細野中学校バ

リアフリー改修工事の２つの工事を追加しております。

この２つについて、財源の都合で載せているということになります。

三松小学校の職員トイレの現状については、委員の皆様も学校訪問等でご承知のとおりかと思imasuのでそちらの改修をすることと、バリアフリーについては先ほど教育長が少し補足してくださいましたが、障がいをもつ生徒が支障なく学校生活を送れるように令和７年度に改修を行っていきますので、こちらを追加させていただきたいと考えております。

説明は以上になります。

大山教育長 ご質問等ありませんでしょうか。よろしいですか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第１８号については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

以上で議案については終了でございます。

それでは、次回開催予定をお願いします。

池北調製職員 次回の開催につきましては、臨時会を３月１１日火曜日、午後３時３０分から市役所３階 第３会議室で開催予定です。また、定例会につきましては３月１８日火曜日、午後３時３０分から、市役所３階 第３会議室で開催予定です。

大山教育長 以上をもちまして、本日の定例会をこれで終わります。お疲れさまでした。

閉会 17:05